

協力店機密保持契約書

年 月 日

協力店機密保持契約書

バンテック株式会社(以下「甲」という)と_____ (以下「乙」という)とは、次の通り協力店機密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(目的)

本契約は、甲乙間の公正な取引関係を維持するため、機密保持に関する事項を定めることを目的とする。

第2条(定義)

本契約において機密情報とは、協力店契約締結したことにより知り得た甲の技術上、営業上、その他の有形・無形の機密情報を意味する。

第3条(機密保持)

- 乙は機密情報を秘密とし、甲の事前の書面による承諾なしには第三者に開示してはならない。
- 乙は、その内部においても、機密情報に接する必要のない者には機密情報を開示してはならない。

第4条(情報の管理)

- 乙は、機密情報を他の物件と区別し、厳重に保管しなければならない。
- 乙は、甲の要求がある場合、機密情報を甲に返還又は、開示者の指示に従い破棄する。

第5条(複写複製の禁止)

乙は、甲の事前の承諾なしには、機密情報を複写・複製してはならない。甲の承諾を得て機密情報を複写または複製した場合、その複写物または複製物も機密情報とする。

第6条(例外事項)

乙の責に帰さずに公知となった情報、および第三者から適法に知り得たこと、独自に開発したことまたは既有であることを乙が証明し得た情報は機密情報から除外する。

第7条(第三者委託)

乙は、事前の甲の書面による承諾なしには機密情報を利用して、第三者に開発、設計、製造その他の業務を委託してはならない。甲の承諾を得て委託した場合、乙は当該第三者に本契約を同等の機密保持義務を課し、当該第三者における機密保持状況について継続的に管理する。

第8条(工業所有権等)

乙は機密情報に基づいて特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権の出願を行いまたは著作権、回路配置利用権その他の権利の登録を行うときは、甲の事前の書面による承諾を得なければならない。この場合の工業所有権等の帰属は、甲乙協議の上決定する。

第9条(損害賠償)

乙または乙の従業員が機密情報を漏洩し、もしくは本契約に定める条項に違反したとき、甲は乙に対して損害賠償および甲が必要と認める措置を請求できる。

第10条(合意管轄)

本契約に関連する甲乙間の訴訟は甲の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

第11条(協議解決)

本契約または個別契約に規定のない事項、本契約条項のうち疑義にある事項については、甲乙協議して解決する。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲)

福岡県福岡市博多区半道橋1-12-15 A-2
バンテック株式会社

(乙)

所在地

会社名

代表者

印